

佐野市工場立地法準則条例

(趣旨)

第1条 この条例は、工場立地法（昭和34年法律第24号。以下「法」という。）

第4条の2第2項の規定により、法第4条第1項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(区域並びに緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合)

第3条 法第4条の2第2項に規定する区域並びに当該区域における緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合は、次の表のとおりとする。

区域の種類	区域の範囲	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設の面積の敷地面積に対する割合
第1種区域	都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する準工業地域及び工業地域（ただし、第2種区域の項に規定する区域を除く。）	100分の10以上	100分の15以上
第2種区域	都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業専用地域並びに足利佐野都市計画事業佐野田沼インター周辺土地区画整理事業、足利佐野都市計画事業西浦・黒袴土地区画整理事業及び佐野岩崎産業団地土地区画整理事業の施行地区の区域	100分の5以上	100分の10以上
第3種区域	都市計画区域において都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない区域及び都市計画区域外の区域	100分の10以上	100分の15以上

(緑地が他の施設と重複する場合の緑地面積率の算定方法)

第4条 工場立地法施行規則(昭和49年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令第1号)第4条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設又は同条第1号トに掲げる施設と重複する土地及び同省令第3条に規定する建築物屋上等緑化施設については、敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の100分の50の割合を超えて緑地面積率の算定に用いる緑地の面積に算入することができない。

(敷地が2以上の区域にわたる場合の適用)

第5条 特定工場の敷地が第3条に規定する第1種区域、第2種区域若しくは第3種区域又はこれらの区域以外の区域のうち、2以上の区域にわたる場合における同条の規定の適用については、当該敷地のそれぞれの区域に存する部分の面積の敷地面積に対する割合(以下「敷地割合」という。)につき、第1種区域、第2種区域又は第3種区域の敷地割合が最も高いときは当該敷地割合が最も高い区域に係る同条の表の規定を当該敷地の全部に適用し、これらの区域以外の区域の敷地割合が最も高いときは同条の表の規定を当該敷地の全部に適用しない。

(他の地方公共団体の長との協議)

第6条 特定工場の敷地が本市に隣接する地方公共団体の区域にわたるときは、市長が当該地方公共団体の長と協議して適切な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 昭和49年6月28日までに設置され、又は設置のための工事が開始された工場等(以下「既存工場等」という。)において、生産施設の面積の変更(生産施設の面積の減少を除く。以下同じ。)が行われるときの第3条の規定に適合する緑地及び環境施設の面積の算定は、附則別表に定める算式により行うものとする。

附則別表（附則第2項関係）

1 既存工場が工場立地に関する準則（平成10年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第1号。以下「法準則」という。）別表第1の上欄に掲げる1の業種に属する場合は、次の表の算式により行うものとする。

区 域	当該生産施設の面積の変更に伴 い設置する緑地の面積	当該生産施設の面積の変更に伴 い設置する環境施設の面積
第 1 種 区 域	$G \geq \frac{P}{\gamma} \left(0.1 - \frac{G_0}{S} \right) \quad \text{ただし、}$ $\frac{P}{\gamma} \left(0.1 - \frac{G_0}{S} \right) > 0.1S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.1S - G_1$ とし、 $0.1S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とす る。	$E \geq \frac{P}{\gamma} \left(0.15 - \frac{E_0}{S} \right) \quad \text{ただし、}$ $\frac{P}{\gamma} \left(0.15 - \frac{E_0}{S} \right) > 0.15S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.15S - E_1$ とし、 $0.15S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とす る。
第 2 種 区 域	$G \geq \frac{P}{\gamma} \left(0.05 - \frac{G_0}{S} \right) \quad \text{ただし、}$ $\frac{P}{\gamma} \left(0.05 - \frac{G_0}{S} \right) > 0.05S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.05S - G_1$ とし、 $0.05S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とす る。	$E \geq \frac{P}{\gamma} \left(0.1 - \frac{E_0}{S} \right) \quad \text{ただし、}$ $\frac{P}{\gamma} \left(0.1 - \frac{E_0}{S} \right) > 0.1S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.1S - E_1$ とし、 $0.1S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とす る。
第 3 種 区 域	$G \geq \frac{P}{\gamma} \left(0.1 - \frac{G_0}{S} \right) \quad \text{ただし、}$ $\frac{P}{\gamma} \left(0.1 - \frac{G_0}{S} \right) > 0.1S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.1S - G_1$ とし、 $0.1S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とす る。	$E \geq \frac{P}{\gamma} \left(0.15 - \frac{E_0}{S} \right) \quad \text{ただし、}$ $\frac{P}{\gamma} \left(0.15 - \frac{E_0}{S} \right) > 0.15S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.15S - E_1$ とし、 $0.15S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とす る。

2 既存工場等が法準則別表第1の上欄に掲げる2以上の業種に属する場合は、次の表の算式により行うものとする。

区 域	当該生産施設の面積の変更に伴い設 置する緑地の面積	当該生産施設の面積の変更に伴い設 置する環境施設の面積
第 1 種 区 域	$G \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.1 - \frac{G_0}{S}\right) \quad \text{ただし、}$ $\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.1 - \frac{G_0}{S}\right) > 0.1S - G_1 > 0$ <p>のときは$G \geq 0.1S - G_1$とし、$0.1S - G_1 \leq 0$のときは$G \geq 0$とする。</p>	$E \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.15 - \frac{E_0}{S}\right) \quad \text{ただし、}$ $\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.15 - \frac{E_0}{S}\right) > 0.15S - E_1 > 0$ <p>のときは$E \geq 0.15S - E_1$とし、$0.15S - E_1 \leq 0$のときは$E \geq 0$とする。</p>
第 2 種 区 域	$G \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.05 - \frac{G_0}{S}\right) \quad \text{ただし、}$ $\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.05 - \frac{G_0}{S}\right) > 0.05S - G_1 > 0$ <p>のときは$G \geq 0.05S - G_1$とし、$0.05S - G_1 \leq 0$のときは$G \geq 0$とする。</p>	$E \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.1 - \frac{E_0}{S}\right) \quad \text{ただし、}$ $\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.1 - \frac{E_0}{S}\right) > 0.1S - E_1 > 0$ <p>のときは$E \geq 0.1S - E_1$とし、$0.1S - E_1 \leq 0$のときは$E \geq 0$とする。</p>
第 3 種 区 域	$G \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.1 - \frac{G_0}{S}\right) \quad \text{ただし、}$ $\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.1 - \frac{G_0}{S}\right) > 0.1S - G_1 > 0$ <p>のときは$G \geq 0.1S - G_1$とし、$0.1S - G_1 \leq 0$のときは$G \geq 0$とする。</p>	$E \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.15 - \frac{E_0}{S}\right) \quad \text{ただし、}$ $\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.15 - \frac{E_0}{S}\right) > 0.15S - E_1 > 0$ <p>のときは$E \geq 0.15S - E_1$とし、$0.15S - E_1 \leq 0$のときは$E \geq 0$とする。</p>

3 前2項の表の算式における記号は、それぞれ次の数値を表わすものとする。

G 当該変更に伴い設置する緑地の面積

P 当該変更に係る生産施設の面積

γ 当該既存工場等が属する法準則別表第1の上欄に掲げる業種について
の同表の下欄に掲げる割合

G_0 当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。以下同じ。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地の面積の合計を超える面積

- S 当該既存工場等の敷地面積
- G_1 当該変更に係る届出前に設置されている緑地の面積の合計
- E 当該変更に伴い設置する環境施設的面積
- E_0 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設的面積の変更に係るものを含む。以下同じ。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設的面積の変更に伴い最低限設置することが必要な環境施設的面積の合計を超える面積
- E_1 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設的面積の合計
- n 当該既存工場等が属する業種の個数
- P_j 当該変更に係る j 業種に属する生産施設的面積
- γ_j j 業種についての法準則別表第1の下欄に掲げる割合